

農業信用保証保険基盤強化事業実施要綱の農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件及び推定事故率等について

平成 27 年 8 月 28 日 27 経営第 1335 号
農林水産省経営局金融調整課長通知

農業信用保証保険基盤強化事業実施要綱（平成 27 年 4 月 9 日付け 26 経営第 3413 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別表に基づき、農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件及び推定事故率等を下記のとおり定めたので、通知する。

記

1 実施要綱第 2 の 1 の（2）及び（3）の資金に関する要件

新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）又はコロナ禍におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等の影響により、経営に影響が発生していること。

2 実施要綱第 3 の 1、第 3 の 2 の（2）及び（3）の事業に関する要件

① 平成 28 年熊本地震による被害を受け、経営再建を図るために資金を必要とする農業者であって、当該被害について被害内容の証明を市町村長から受けたもの（平成 29 年度までに保証契約を締結したものに限る。）

② 平成 30 年 6 月 28 日から 7 月 8 日までの間の豪雨及び暴風雨による被害を受け、経営再建を図るために資金を必要とする農業者であって、当該被害について被害内容の証明を市町村長（平成 30 年 7 月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成 30 年 7 月 14 日政令第 211 号）で定める地区に限る。）から受けたもの（令和元年度までに保証契約を締結したものに限る。）

③ 令和元年台風第 19 号による被害を受け、経営再建を図るために資金を必要とする農業者であって、当該被害について被害内容の証明を市町村長（令和元年台風第 19 号による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和元年 10 月 18 日政令第 129 号）で定める地区に限る。）から受けたもの（令和 2 年度までに保証契約を締結したものに限る。）

- ④ 資金を必要とする農業者であって、新型コロナウイルス感染症又はコロナ禍におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等の影響により、経営に影響が発生していること等を影響状況確認表（別記様式1）で融資機関が確認できたもの
- ⑤ 資金を必要とする農業者であって、新型コロナウイルス感染症による経営環境変化に対応して、新たに取り組む販路拡大や省力化等の反転攻勢に係る計画（別記様式2）を作成し、その計画の達成が見込まれると融資機関が確認できたもの
- ⑥ 令和2年7月3日から同月31日までの間の豪雨による被害を受け、経営再建を図るために資金を必要とする農業者であって、当該被害について被害内容の証明を市町村長（令和2年7月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和2年7月14日政令第223号）で定める地区に限る。）から受けたもの（令和3年度までに保証契約を締結したものに限る。）

3 実施要綱第3の1の①及び第3の2の（2）の①に規定する算式に適用する推定事故率及び推定回収率

対象の区分	推定事故率	推定回収率
記の2の①	6.0%	56.0%
記の2の②	2.2%	19.6%
記の2の③	5.0%	57.0%
記の2の④ 実施要綱第2の1の（1）の資金	5.0%	58.0%
記の2の④ 実施要綱第2の1の（2）及び（3）の資金	20.0%	28.0%
記の2の⑤	2.2%	19.6%
記の2の⑥	5.0%	58.0%

4 実施要綱第3の2の(1)の事業に関する要件

- ① 平成27年9月7日から同月11日までの間の暴風雨及び豪雨による被害を受け、経営再建を図るために資金を必要とする農業者であって、当該被害について被害内容の証明を市町村長から受けたもの（平成28年度までに保証契約を締結したものに限る。）
- ② 平成28年熊本地震による被害を受け、経営再建を図るために資金を必要とする農業者であって、当該被害について被害内容の証明を市町村長から受けたもの（平成29年度までに保証契約を締結したものに限る。）
- ③ 平成28年8月16日から9月1日までの間の暴風雨及び豪雨による被害を受け、経営再建を図るために資金を必要とする農業者であって、当該被害について被害内容の証明を市町村長から受けたもの（平成29年度までに保証契約を締結したものに限る。）
- ④ 平成29年6月7日から7月27日までの間の豪雨及び暴風雨による被害を受け、経営再建を図るために資金を必要とする農業者であって、当該被害について被害内容の証明を市町村長から受けたもの（平成29年度までに保証契約を締結したものに限る。）
- ⑤ 平成30年5月20日から7月10日までの間の豪雨及び暴風雨による被害を受け、経営再建を図るために資金を必要とする農業者であって、当該被害について被害内容の証明を市町村長から受けたもの（令和元年度までに保証契約を締結したものに限る。）
- ⑥ 平成30年9月28日から10月1日までの間の暴風雨による被害を受け、経営再建を図るために資金を必要とする農業者であって、当該被害について被害内容の証明を市町村長から受けたもの（令和元年度までに保証契約を締結したものに限る。）
- ⑦ 令和元年8月13日から9月24日までの間の暴風雨及び豪雨による被害を受け、経営再建を図るために資金を必要とする農業者であって、当該被害について被害内容の証明を市町村長から受けたもの（令和2年度までに保証契約を締結したものに限る。）
- ⑧ 資金を必要とする農業者であって、新型コロナウイルス感染症又はコロナ禍におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等の影響により、経営に影響が発生していること等を影響状況確認表（別記様式1）で融資機関が確認できたもの

- ⑨ 資金を必要とする農業者であって、新型コロナウイルス感染症による経営環境変化に対応して、新たに取り組む販路拡大や省力化等の反転攻勢に係る計画（別記様式2）を作成し、その計画の達成が見込まれると融資機関が確認できたもの
- ⑩ 令和2年5月15日から7月31日までの間の豪雨による被害を受け、経営再建を図るために資金を必要とする農業者であって、当該被害について被害内容の証明を市町村長から受けたもの（令和3年度までに保証契約を締結したものに限る。）
- ⑪ 令和3年5月11日から7月14日までの間の豪雨による被害を受け、経営再建を図るために資金を必要とする農業者であって、当該被害について被害内容の証明を市町村長から受けたもの
- ⑫ 令和3年8月7日から同月23日までの間の暴風雨及び豪雨による被害を受け、経営再建を図るために資金を必要とする農業者であって、当該被害について被害内容の証明を市町村長から受けたもの

附 則（平成27年10月27日付け27経営第1613号）
この通知の改正は、平成27年10月27日から施行する。

附 則（平成28年5月9日付け28経営第450号）
この通知の改正は、平成28年5月9日から施行し、平成28年4月14日から適用する。

附 則（平成28年8月15日付け28経営第1231号）
この通知の改正は、平成28年8月15日から施行し、平成28年6月6日から適用する。

附 則（平成28年9月16日付け28経営第1479号）
この通知の改正は、平成28年9月16日から施行し、平成28年8月16日から適用する。

附 則（平成28年10月21日付け28経営第1703号）
この通知の改正は、平成28年10月21日から施行し、平成28年9月17日から適用する。

附 則（平成29年8月8日付け29経営第1262号）
この通知の改正は、平成29年8月8日から施行し、平成29年6月7日から適用する。

附 則（平成 29 年 10 月 20 日付け 29 経営第 1685 号）

この通知の改正は、平成 29 年 10 月 20 日から施行し、平成 29 年 9 月 15 日から適用する。

附 則（平成 29 年 11 月 21 日付け 29 経営第 1902 号）

この通知の改正は、平成 29 年 11 月 21 日から施行し、平成 29 年 10 月 21 日から適用する。

附 則（平成 30 年 3 月 28 日付け 29 経営第 3519 号）

この通知の改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 8 月 3 日付け 30 経営第 1029 号）

この通知の改正は、平成 30 年 8 月 3 日から施行し、平成 30 年 5 月 20 日から適用する。

附 則（平成 30 年 9 月 28 日付け 30 経営第 1472 号）

この通知の改正は、平成 30 年 9 月 28 日から施行し、平成 30 年 9 月 6 日から適用する。

附 則（平成 30 年 11 月 26 日付け 30 経営第 1857 号）

この通知の改正は、平成 30 年 11 月 26 日から施行し、平成 30 年 6 月 28 日から適用する。

附 則（平成 30 年 11 月 30 日付け 30 経営第 1955 号）

この通知の改正は、平成 30 年 11 月 30 日から施行し、平成 30 年 9 月 28 日から適用する。

附 則（令和元年 9 月 10 日付け元経営第 1201 号）

この通知の改正は、令和元年 9 月 10 日から施行し、令和元年 6 月 6 日から適用する。

附 則（令和元年 10 月 15 日付け元経営第 1465 号）

この通知の改正は、令和元年 10 月 15 日から施行し、令和元年 8 月 13 日から適用する。

附 則（令和元年 10 月 29 日付け元経営第 1587 号）

この通知の改正は、令和元年 10 月 29 日から施行し、令和元年 10 月 11 日から適用する。

附 則（令和元年 12 月 4 日付け元経営第 1899 号）

この通知の改正は、令和元年 12 月 4 日から施行し、令和元年 10 月 11 日から適用する。

附 則（令和 2 年 1 月 30 日付け元経営第 2487 号）

この通知の改正は、令和 2 年 1 月 30 日から施行し、令和元年 10 月 11 日から適用する。

附 則（令和 2 年 3 月 10 日付け元経営第 2919 号）

この通知の改正は、令和 2 年 3 月 10 日から施行し、令和 2 年 2 月 1 日から適用する。

附 則（令和 2 年 3 月 31 日元経営第 3280 号）

この通知の改正は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 4 月 30 日 2 経営第 209 号）

この通知の改正は、令和 2 年 4 月 30 日から施行する。

附 則（令和 2 年 7 月 31 日 2 経営第 1265 号）

この通知の改正は、令和 2 年 7 月 31 日から施行し、令和 2 年 7 月 3 日から適用する。

附 則（令和 2 年 8 月 25 日 2 経営第 1440 号）

この通知の改正は、令和 2 年 8 月 25 日から施行し、令和 2 年 5 月 15 日から適用する。

附 則（令和 3 年 2 月 12 日 2 経営第 2894 号）

この通知の改正は、令和 3 年 2 月 13 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 29 日 2 経営第 3436 号）

この通知の改正は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 8 月 31 日 3 経営第 1454 号）

この通知の改正は、令和 3 年 8 月 31 日から施行し、令和 3 年 5 月 11 日から適用する。

附 則（令和 3 年 9 月 28 日 3 経営第 1640 号）

この通知の改正は、令和 3 年 9 月 28 日から施行し、令和 3 年 8 月 7 日から適用する。

附 則（令和4年3月31日3経営第3250号）
この通知の改正は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月26日4経営第338号）
この通知の改正は、令和4年4月26日から施行する。

別記様式 1

影響状況確認表

農業協同組合	}	御中
信用農業協同組合連合会		
農林中央金庫 支店		
銀行 支店		
信用金庫 支店		
信用協同組合 店		

年 月 日

住所
氏名

該当するすべての項目に チェック	<input type="checkbox"/> 農業経営に対する新型コロナウイルス感染症の影響 <input type="checkbox"/> 農業経営に対する原油価格・物価高騰等の影響
農業経営に対する影響の 状況	(可能な限り具体的に記載ください。)
確認結果 (融資機関が記入する)	適・否

別記様式 2

経営展開計画（兼取組確認表）
（新型コロナウイルス感染症に係るもの）

農業協同組合
信用農業協同組合連合会
農林中央金庫 支店
銀行 支店 御中
信用金庫 支店
信用協同組合 店

年 月 日

住所
氏名

新型コロナウイルス感染症により想定される影響	（可能な限り具体的に記載ください。）
上記影響に対応するために行う取組内容の概要	
確認資料	
確認結果 （金融機関が記入する）	適・否